

平成 30 年度 戦略的国際共同研究プログラム (SICORP)  
日本ーロシア 共同研究 募集要項

募集期間：2019 年 1 月 21 日 (月) ～3 月 18 日 (月) 16：00 (日本時間)

■背景

近年の北極の急速な環境変化が注目される中、日本では 2015 年に北極政策が打ち出され、その取り組みとして「グローバルな政策判断・課題解決に資する北極研究の強化」等が挙げられている。

北極域でも最大の面積を占めるロシアは、石油、天然ガス等の地下資源大国である。近年はアジア・太平洋地域への輸出引き上げを目標に、東部での輸出インフラ整備を強化しており、日本との技術協力強化は重要であるといえる。ロシア北極域には、風力発電、水力発電、バイオマス等の再生可能エネルギーの高い潜在力があることから、本共同研究によりエネルギー安全保障に資する成果が期待される。一方、北極域の環境における観測・調査研究は、気候変動の把握、地球温暖化対策のための有用な知見となることが期待される。

■公募の目的

本公募の目的は、科学技術の分野で日露の協力を深め、国際社会が直面する課題に取り組むためのイノベーション技術を生み出せる、世界に通用する研究成果を導くことにある。両支援機関は、日露の研究協力において大きな成果を産み、両国の科学技術の発展において重要な役割を果たすと考えられるプロジェクトを支援する。

■募集領域

募集領域：北極観測および北極域における自然利用とエネルギー資源開発のための科学技術

トピックス：

- ①北極研究を含む合理的な自然利用
  - ・ 観測に基づく効果的な再生可能エネルギー技術やエネルギー貯蔵技術に関する調査研究
  - ・ 天然資源の効果的、持続的開発のための炭素・水循環に関する研究
- ②エネルギー効率
  - ・ 物理化学的知見に基づく石油、ガス等の天然資源回収を増進するための技術に関する研究

- ・ 永久凍土における地盤観測とインフラ防護技術に関する研究

#### ■支援機関

日本側： 科学技術振興機構（JST：Japan Science and Technology Agency）

ロシア側：ロシア連邦科学・高等教育省（MON：Ministry of Science and Higher Education of the Russian Federation）

#### ■応募要件

応募資格：

- ・ 日本側研究代表者は研究期間中、日本国内の大学、独立行政法人、企業などの研究機関に所属していること。
- ・ ロシア側詳細に関してはロシア側担当者へお問い合わせください。
- ・ 日本側研究代表者は研究倫理講習受講済みであること。

研究チームの構成要件：

- ・ 1つのプロジェクトは必ず日本とロシアの研究者から成るものとする。1つの国単独のプロジェクトは審査対象としない。

重複応募の可否：

- ・ 研究者個人は参加提案プロジェクトの内の一つで研究代表者を務めることができるものとする。

募集期間（予定）：

日本側 2019年1月21日（月）～3月18日（月）16：00（日本時）

ロシア側 2019年1月21日（月）～3月18日（月）

#### ■支援内容

支援規模： 日本側 最大1,200万円/2年・件（間接経費30%込み）

ロシア側 最大800万ルーブル/2年・件

採択予定数： 最大4件

研究期間： 日本側 2019年6月 ～ 2021年3月末

ロシア側 2019年6月 ～ 2020年9月末

JSTの支出費目：

- 直接経費
  - 物品費（設備備品・消耗品費）
    - 新たに設備・備品・消耗品などを購入するための経費
  - 旅費
    - 原則として、研究機関の規程に従って支出すること。当該研究開発の遂行に直接的に必要な実施者の旅費や招聘旅費、及び成果普及・展開のための活動旅費なども支出可能
  - 人件費・謝金など
  - その他
  - 上記の他、当該研究開発を遂行するために必要な経費  
具体例)
    - ・ 成果発信のためのイベント開催費用・研究開発成果発表費用（論文投稿料、ホームページ作成費用など）
    - ・ 外注費（再委託に該当するものを除く）
    - ・ 機器リース費用、運搬費（専ら当該研究に使用する設備などに関するもの）
- 間接経費
  - 当該委託研究の実施に伴う研究機関の管理などに必要な経費であり、上記直接経費の合計の 30%とする。なお、間接経費は総予算額の内枠として計上する。

MON の支出：詳細は MON の取り決めに従う。

#### 知的財産権の取扱い

日本側：

- ・ 本事業により生じた日本側に帰属すべき知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守することなどを条件として、実施機関に帰属する。

研究機関間の契約：

- ・ 日本とロシアの研究機関は本国際共同研究により生じる知的財産権の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表及び損害が生じた場合の取扱いなどについて定める共同研究契約（以下「共同研究契約書」という。）を締結する。
- ・ 共同研究契約は原則、本研究開始後 6 ヶ月以内に契約を締結するものとし、その写しを JST へ提出すること。

#### ■応募

- ・ 1つのプロジェクトの日本側研究者は日本語で申請提案書を作成・提出し、ロシア側研究者はロシア語で申請提案書を作成・提出する。また、1つのプロジェクトで1つの日露共通英文概要を作成し、日本語版およびロシア語版申請提案書と共にそれぞれの提出先へ提出する。
- ・ 日本チームの研究代表者は e-Rad システムへ必要項目を入力・添付して申請する。(日本語申請書と重複する項目については日本語申請書の様式に従って e-Rad へ転記する。)
- ・ 応募書類は別紙参照。

#### ■ 審査基準

日本側とロシア側で別々に選任された専門家で提案書を評価する。各国の評価結果をもとに、JST と MON は共同して支援する課題を選定する。

日本側は以下の観点で評価する。

- ・ 提案研究領域の公募領域との一致性
- ・ 期待される共同研究/開発の成果
- ・ 国際共同研究による相乗効果
- ・ 期待される経済/社会的な波及効果
- ・ 協働関係の継続/発展可能性
- ・ 提案共同研究の実現性(計画、参加者、資金・施設、協力体制、予算配分)

#### ■ 採択後の研究代表者の責務

日本側研究代表者は、全体計画書、年度ごとの研究計画書、実施報告書、終了報告書等を提出する。

#### 年次計画・報告

- ・ 日本側の研究代表者は、初年度の研究開始前に、全体計画書、初年度年次計画書、また毎年度末に、研究の進捗状況報告、経理報告および次年度計画書を JST に提出し、JST からの求めに応じて報告会にて報告する。

#### 終了報告

- ・ 日本側研究代表者は、国際共同研究期間が終了した時に、期間内に実施した共同研究の終了報告及び経理報告を速やかに JST に提出すること。

#### その他

- ・ 日本側研究代表者は、事業運営にかかる JST からの助言・指導等へ対応するとともに、資料作成など必要な協力を行う。

ロシア側の研究代表者はロシア側の指示に基づき必要な報告を行う。

■公募スケジュール

2019年

- ・ 1月中旬 公募開始（公募期間は1月21日～3月18日）
- ・ 3月 資格審査、国内審査
- ・ 4月上旬 日露合同審査
- ・ 4月中旬 採択
- ・ 6月 研究開始

■問い合わせ

日本側：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

国際部 事業実施グループ 片山、白石

TEL：03-5214-7375 FAX：03-5214-7379

E-mail: [jointrussia@jst.go.jp](mailto:jointrussia@jst.go.jp)

ロシア側：

Irina Kuklina (Ms.), Anastasia Zadorina (Ms.)

International Centre for Innovations in Science, Technology and Education

TEL：+7(495)660-34-29

E-mail: [kuklina@mniop.ru](mailto:kuklina@mniop.ru), [zadorina@mniop.ru](mailto:zadorina@mniop.ru)